

## 変更届作成の手引き（工事編）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

競争参加資格の申請内容に変更が生じた場合は、速やかに、下記提出先へ「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（建設工事）」（以下「変更届」）を郵送により提出してください。

なお、受領の確認を希望される場合は、変更届（鏡）の写しと返信用封筒（切手貼付し、宛先を記載したもの）を同封してください。受領印を押印し、返信します。

提出先 (郵送)	〒231 - 8315 神奈川県横浜市中区本町 6 - 50 - 1(横浜アイランドタワー) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 建設企画部 工事契約課 電話 045 (222) 9041
-------------	---

### 変更届の提出が必要な場合

	変更事項	添付書類
法人	商号又は名称	登記事項証明書の写し
	本店（建設業許可上の主たる営業所）の住所	登記事項証明書の写し又は証明書で確認できない場合は建設業許可関係の変更届出書（第一面・第二面）の写し
	代表者の氏名及び役職	
	本店の電話番号	添付書類は必要ありません。変更届のみ提出してください。
	本店の建設業許可工事種別（※経営事項審査を受けた建設業許可を有すること。）、許可の区分又は建設業許可番号（※建設業許可の更新による年度の変更のみの場合は変更届の提出は不要）	本店の建設業許可工事種別を証明するもの（建設業許可関係の変更届出書の写し等）及び当該工種が含まれる総合評定値通知書の写し
	営業所の名称、住所及び建設業許可工事種別（※経営事項審査を受けた建設業許可を有すること。）	営業所の建設業許可工事種別を証明するもの （建設業許可関係の変更届出書（第一面・第二面）の写し等）
	営業所の郵便番号及び電話番号	添付書類は必要ありません。変更届のみ提出してください。
営業所の新設（※経営事項審査を受けた建設業許可を有すること。）	営業所の建設業許可工事種別を証明するものの写し （建設業許可関係の変更届出書（第一面・第二面）の写し等）	

	営業所の閉鎖	添付書類は必要ありません。 変更届のみ提出してください。
	親会社等、子会社等及び役員の兼任	業態調書(その2)(様式3-2)
	合併により消滅したとき	添付書類は必要ありません。 変更届のみ提出してください。 ※変更届受理後、資格の認定を取り消します。
	破産により解散したとき	
	合併又は破産以外の事由により解散したとき	
廃業したとき(一部廃業も含む) ※建設業許可が廃業になったことによって、工事種類の認定が取り下げになる場合は、変更届に工事種類の認定取り下げについても記載してください。	建設業許可関係の廃業届の写し ※変更届受理後、資格の認定を取り消します。	
個人	住所	住民票の写し
	氏名	戸籍謄本又は抄本の写し
	電話番号	添付書類は必要ありません。 変更届のみ提出してください。
	建設業許可工事種別(※経営事項審査を受けた建設業許可を有すること。)、許可の区分又は建設業許可番号	建設業許可工事種別を証明するもの (建設業許可関係の変更届出書(第一面・第二面)の写し等)
	親会社等、子会社等及び役員の兼任	業態調書(その2)(様式3-2)
	死亡したとき	添付書類は必要ありません。 変更届のみ提出してください。 ※変更届受理後、資格の認定を取り消します。
	廃業したとき(一部廃業も含む) ※建設業許可が廃業になったことによって、工事種類の認定が取り下げになる場合は、変更届に工事種類の認定取り下げについても記載してください。	建設業許可関係の廃業届の写し ※変更届受理後、資格の認定を取り消します。
経常JV	代表会社の代表者名、商号又は名称、住所	登記事項証明書の写し
	代表会社の電話番号	添付書類は必要ありません。 変更届のみ提出してください。
	各構成員の親会社等、子会社等及び役員の兼任	業態調書(その2)(様式3-2)

#### 変更届の提出が不要な場合

変更事項	備考
建設業許可の更新に伴う建設業許可番号の変更	
支店長等の変更	変更届の提出は不要ですが、委任状を提出している場合は、提出している各機関へ委任状を再提出してください。

※工事種類の追加については、随時の競争参加資格申請が必要です。随時受付の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（工事）作成の手引き」をご参照ください。